

令和8年第2回国東市議会定例会 提出議案

報告 第9号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 1
報告 第10号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 2
議案 第49号	令和8年度国東市一般会計補正予算(第1号)	P 3
議案 第50号	国東市行政手続条例の一部改正について	P 4
議案 第51号	国東市印鑑条例の一部改正について	P 6
議案 第52号	国東市監査委員条例等の一部改正について	P 7
議案 第53号	国東市体育施設条例の一部改正について	P 8
議案 第54号	財産の無償貸付の追認について	P 9

報告 2件

議案 6件

計 8件

報告第9号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月11日提出

国東市長 松井督治

報告第 10 号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 49 号

令和 8 年度国東市一般会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市一般会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 50 号

国東市行政手続条例の一部改正について

国東市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市行政手続条例の一部を改正する条例

国東市行政手続条例(平成 18 年国東市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の国東市行政手続条例(以下この項において「新条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新条例第22条第3項(新条例第25条後段において準用する場合を含む。))及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定はこの条例の施行の日以降にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案理由 行政手続法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 51 号

国東市印鑑条例の一部改正について

国東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市印鑑条例の一部を改正する条例

国東市印鑑条例(平成 18 年国東市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、印鑑登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。))又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。))(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。))(これらを以下「個人番号カード等」という。)を提示して当該申請をする場合は、印鑑登録証を提示することを要しない。

第 11 条第 2 項中「個人番号カード」の次に「等」を加える。

第 12 条第 1 号中「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に、「(個人番号カード)」を「(個人番号カード等)」に、「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

第 14 条第 1 号及び第 2 号中「個人番号カード」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 出入国管理及び難民認定法、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法及び電気通信事業法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 52 号

国東市監査委員条例等の一部改正について

国東市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市監査委員条例等の一部を改正する条例

(国東市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 国東市監査委員条例(平成 18 年国東市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 224 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(国東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 国東市病院事業の設置等に関する条例(平成 20 年国東市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(国東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 国東市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年国東市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるの
で提出する。

議案第 53 号

国東市体育施設条例の一部改正について

国東市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市体育施設条例の一部を改正する条例

国東市体育施設条例（平成 18 年国東市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

- 別表第 1 国見テニスコート及び来浦体育館の項を削る。
- 別表第 2 の 1 の (2) の表中「4 月から 10 月末まで」を「通年」に改める。
- 別表第 2 の 2 の (2) の表中「4 月から 10 月末まで」を「通年」に改める。
- 別表第 2 の 3 の (1) の表国見テニスコートの項を削る。
- 別表第 2 の 3 の (2) の表国見テニスコートの項を削る。
- 別表第 2 の 5 の (1) の表来浦体育館の項を削る。
- 別表第 2 の 5 の (2) の表来浦体育館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 国見テニスコート及び来浦体育館の老朽化により用途廃止を行い、あわせて照明設備の利用期間を通年とすることで利用者の利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 54 号

財産の無償貸付の追認について

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 11 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

1 財産の表示

建物

所在地	国東市国東町来浦 2438 番地
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
延べ床面積	1,624.14 平方メートル

2 無償貸付の相手方

住所	国東市国東町来浦 2438 番地
団体名	株式会社国東ファーム
代表者	代表取締役 古賀 隆文

3 貸付の目的

地域の活性化及び市有財産の有効活用を図るため、廃校となった学校施設のうち建物を食品製造業務の用途として無償で貸付けるもの。

4 貸付の期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 10 年間

提案理由 普通財産施設である旧来浦中学校の校舎を平成 24 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日まで無償で貸付けてきたが契約期間を満了していた。令和 4 年 1 月 1 日から貸付期間を 10 年間とする無償貸付の追認を求めるもの。